

### 第3号様式

#### 第1回船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター指定管理者選定委員会会議録

(令和5年9月21日作成)

- 1 開催日時 令和5年9月6日(水)午後1時から午後2時
- 2 開催場所 船橋市役所9階 第1会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 石井委員、水木委員、嶋岡委員、松崎委員、村田委員
  - (2) 事務局 文化課長、文化課長補佐、文化課文化振興係長、文化課職員1名
  - (3) その他 生涯学習部長
- 4 欠席者 太下委員
- 5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由
  - (1) 委員長の選出について【公開】
  - (2) 選定方法・評価基準について【非公開】
  - (3) 募集要項について【非公開】

非公開の理由：船橋市情報公開条例第26条第2号に該当するため

- 6 傍聴者数 0名
- 7 決定事項
  - (1) 委員長の選出について  
委員の互選により、石井委員が委員長に選出された。また、石井委員長より水木委員が職務代理に指定された。
  - (2) 選定方法・評価基準について  
事務局から説明を行い、審議を経て、選定方法及び評価基準が決定された。
  - (3) 募集要項について  
事務局から説明を行い、審議を経て、募集要項が承認された。

## 8 議事

### 司会（文化課長補佐）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので「第1回船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター指定管理者選定委員会」を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます、文化課の佐藤と申します。委員長の選出まで会議の進行を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ち、委嘱状・辞令の交付を行います。誠に恐縮ではございますが、委嘱状・辞令は各席にてお配りさせていただいておりますので、お手元をご確認いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、生涯学習部を代表し、三澤部長より委員の皆様にご挨拶申し上げます。部長、お願いします。

### 生涯学習部長

皆様こんにちは。船橋市教育委員会生涯学習部の三澤と申します。本日はお忙しい中、足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

船橋市民ギャラリー・茶華道センターは、平成5年1月に本町1丁目の交差点のところにできまして、もう既に30年という長い年月にわたって皆様に育てていただきながら、無事になんとか運営を行ってきたという状況でございます。運営方法といたしましては、平成18年の4月から、指定管理者制度が導入されまして、第1期から文化・スポーツ公社という市の外郭団体が、選定の結果、指定管理者となり、今回で4期目ということになります。この第4期が令和3年から令和7年度までという5年間となっておりますが、途中である今年にこうして皆様方にお集まりいただきましたのは、文化・スポーツ公社が、この度、もう一つの外郭団体である公園協会と来年の4月1日から合併し、新しい財団になることとなりました。

文化・スポーツ公社の側は吸収される法人となりますので、市民ギャラリーや茶華道センターの指定管理者という地位をそのまま継承することができず、もう一度改めて選定をやり直して、残りの2年間の指定管理者を決めることが必要となってまいりました。しかしながら、市のガイドラインには、合併後の法人がこれまでの管理体制を維持できる場合には、非公募での選定を行えるということが書かれてございますので、この度皆様方にお選びいただく過程では、公募ではなく非公募で、現指定管理者の後継団体であ

る新しい財団を相手方として行うこととなってまいります。しかしながら、やはり適切に管理運営していただける適格性があるかどうかは第三者の目を見ていただく必要があるということで、非公募ながらも、こうした選定委員会において、今後の2年間、無事に市民ギャラリー・茶華道センターを運営していただける相手であるかどうかを見ていただくということで、今回お願いいたしました。

ここにきて、長く続いたコロナも5類になり、市民の皆様方の文化活動もやっと回復してきて、様々な文化団体もコロナ前のような活動ができるようになってきたかと思えます。市民ギャラリー・茶華道センターの方も利用がなんとか回復して、これからますます文化の力が必要になってくる時期でもございます。市民ギャラリー・茶華道センターの意味は今まで以上に大切なものになってくると市の方も考えてございます。どうぞ皆様、今回の選定にお力添えいただいて、きちんとした選定が行えるよう、忌憚のないご議論とご見解を示していただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 司会（文化課長補佐）

改めまして、これより「第1回船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター指定管理者選定委員会」を開催いたします。

本日の会議は、船橋市情報公開条例第26条により原則として公開すること、また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条の規定に基づき、会議概要の公表、会議録の公表が行われ、全録版は開示請求の対象となる公文書であり、原則、委員の氏名及び発言内容についても開示されることをご了承ください。

はじめに、配付資料を確認させていただきます。お手元のフラットファイルを開いていただきますと、はじめに「配付資料一覧」、続けてインデックスに「席次表」、「選定員会名簿」、「会議次第」、会議資料1「選定の概要」、会議資料2「指定管理者候補者の選定方法及び評価基準」、会議資料3「募集要項」と募集要項に付随する「添付資料」、「申請書類」、最後に参考資料として、指定管理者の指定に関する要綱と選定委員会の設置要綱をお配りしております。お手元に資料が無い方がいらっしゃいましたら、お手数ですが挙手にてお知らせくださいますようお願いいたします。

続いて、会議の進行につきまして、2点、お願いがございます。ご発言される際には、お手元にありますマイクをご使用ください。マイクのスイッチを押していただきますと、赤いランプが付きマイクがオンになります。ご自身の発言が終わりましたら、再度スイ

タッチを押してマイクをオフにしてください。また、お手数でございますが、発言の都度、お名前を仰っていただきますようお願いいたします。

続いて、会議の傍聴人について報告いたします。本日12時50分を締め切りとして募集したところ、傍聴希望の方はおられませんでした。

続きまして、事務局より委員の方々をご紹介します。窓側の席の方から、お一人ずつお名前を読み上げさせていただきますので、一言ご挨拶いただければと思います。

ではお一人目、船橋市茶道連盟 会長 嶋岡 友子 様。

### **嶋岡委員**

茶道連盟の嶋岡でございます。皆様、今日はよろしくようお願い申し上げます。

### **司会（文化課長補佐）**

ありがとうございました。続きまして、船橋市日本舞踊連盟 副会長 水木 紗那 様。

### **水木委員**

日本舞踊連盟の水木 紗那と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### **司会（文化課長補佐）**

ありがとうございました。続きまして、船橋市美術連盟 理事長 石井 誠 様。

### **石井委員**

美術連盟理事長の石井でございます。部門は書道の方を担当しております。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

### **司会（文化課長補佐）**

ありがとうございました。続きまして、千葉県税理士会船橋支部 総務部長 松崎 美和 様。

### **松崎委員**

千葉県税理士会船橋支部から来ました、松崎 美和と申します。どうぞよろしく願いいたします。

### **司会（文化課長補佐）**

ありがとうございました。最後に、船橋市教育委員会より教育次長の村田 真二でございます。

### **村田委員**

教育次長の村田でございます。本日含めて3回の選定委員会があると聞いてございます。どうぞよろしく願いいたします。

### **司会（文化課長補佐）**

なお、もうひとかた、同志社大学の太下教授に選定委員を務めていただいておりますが、本日は都合により欠席となっております。

それでは、次第の5「選定の概要について」、まずは指定管理者制度や本選定員会を開催するに至った経緯などについて、事務局よりご説明させていただきます。

### **事務局（文化振興係長）**

それでは、指定管理者候補者選定の概要についてご説明申し上げます。資料のインデックスに会議資料1と書いてある資料をご覧ください。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成15年に設けられた制度です。本制度は、議会の議決を経て、指定という行政処分により、公の施設の管理を民間事業者等に行わせることができるもので、仕様の範囲内で事業を行わせる業務委託とは異なり、自主性や独自性を発揮させやすいといった特徴があり、本市では、市民ギャラリー・茶華道センターのほか、アンデルセン公園や船橋アリーナ、老人福祉センターなど、様々な施設に指定管理者制度を導入しています。

今回の対象施設である船橋市民ギャラリーと船橋市茶華道センターの概要について説明いたします。両施設は本町2丁目のスクランブル交差点に面した、船橋スクエア21ビル内の施設で、平成5年1月に開設しました。市民ギャラリーは3階全フロア、茶華

道センターは5階の一部で、条例上は別個の施設として取り扱いをしております。管理・運営につきましては、効率的に業務を行うため3階に事務室を置き、開設以来両施設を一体として管理しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入しています。今回の指定管理者候補者の選定にあたっては、両施設を一体として管理・運営する事業者を選定することとなります。

市民ギャラリーは、市民の文化・芸術活動の成果を発表する場として、また、身近に芸術作品を鑑賞できる場として、市民の皆様に親しまれています。貸出しスペースは広さの異なる4つの展示室と2つのホールがあります。可動パネルで部屋の間仕切りや展示レイアウトをフレキシブルに変えることができ、絵画・写真・彫刻・陶芸等の展示会で利用されております。

茶華道センターは、茶道・華道・舞踊といった日本の伝統文化の活動拠点となり、それらを普及・啓発していく施設で、茶室・和室それぞれ3部屋ずつ有しております。特に、茶室には小さな庭園を備えており、内装も格調高い雰囲気により、本格的な茶会にも対応できる茶道専用施設となります。和室は、華道・日本舞踊・謡曲・着付け・囲碁・将棋など多様な目的でご利用いただいております。また、舞台付きの部屋もあることから発表会等を行うこともできます。なお、添付資料1には両施設の利用状況等を、添付資料2には両施設の平面図や各部屋の広さ等を掲載しております。

続いて、3「選定委員会の役割について」です。選定委員会は、来年度からの2年間にわたり船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの管理・運営を行う指定管理者を、公平かつ適正に選定するために設置されたものです。その役割は設置要綱第2条に定められており、選定にあたって選定方法及び評価基準を決定することと、申請者から提案された事業計画書等について評価をし、指定管理者候補者を選定の上、教育委員会に報告することになります。選定方法や評価基準等については、後ほどご審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。また、委員会には委員長及び職務代理者を置くことや教育委員会への報告をもって委員会は終了することが定められております。詳細については、参考資料2の要綱でご確認いただけます。

続きまして、4「今年度選定委員会を開催するに至った背景について」ご説明いたします。市民ギャラリー・茶華道センターについては、第4期指定管理者として、令和3年度から令和7年度の間、公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社を指定していますが、同財団が令和6年4月1日に公益財団法人船橋市公園協会に吸収合併されることとなり

ました。指定管理者と締結する基本協定書では、「この協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。」と定めており、これは、会社法等の法令に基づき、指定管理者が第三者に対し、すべての権利義務を承継する合併を行う場合であっても同様と整理されています。このたび両施設の指定管理者をあらためて指定しなおす必要が生じたため、まだ指定期間が残っていますが、今年度、選定委員会を開催することとなりました。

なお、船橋市指定管理者制度ガイドラインでは「合併後存続する法人等が現指定管理者の施設の管理体制を維持することが確認できる場合は、現指定期間の残りの期間を指定期間とする限りにおいて、公募によらず合併後存続する法人等を候補者として選定することができることとします。」と規定されていることから、所要の確認を行った上で、今回の指定管理者候補者の募集は非公募としました。委員の皆様には、合併後存続する予定である船橋市公園協会が、市民ギャラリー・茶華道センターの指定管理者として適正かを評価していただくこととなります。

最後に、5「選定のスケジュール」についてご説明いたします。スケジュールにつきましては、後ほど、議題3「募集要項について」の中でご審議いただくこととなりますので、ここでは想定として説明いたします。

まず、募集要項の配布ですが、今回の選定委員会終了後、9月11日から開始いたします。今回非公募となる、公園協会に配布することとなります。申請期間は9月11日から22日までとし、受付は市役所7階の文化課窓口で、提出時に必要書類が揃っているかを確認します。申請者から申請書類が提出されましたら、選定委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただいた上で、第2回の選定委員会で書面審査を行うこととなります。第2回選定委員会は、10月上旬を予定しており、審査結果については速やかに申請者宛てに通知いたします。続いて、第3回選定委員会の面接審査は、10月中旬を予定しております。この面接審査をもって、審査を終了し指定管理者候補者を選定し、教育委員会にご報告いただくこととなります。その後は、申請者宛ての結果通知を行い、12月に予定されている船橋市議会での議決を受けることで、最終的に指定管理者を決定することとなります。

本選定委員会は、面接審査まで行い教育委員会に候補者を報告することでその役割が終了いたします。このあと10月上旬と中旬に予定されています2回の選定委員会にご出席いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。説明は以上となります。

## 司会（文化課長補佐）

事務局からの説明について、ご意見・ご質問等はございますか。

ないようでしたら、本日の議題に移らせていただきます。はじめの議題は「委員長の選出について」です。「船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター指定管理者選定委員会設置要綱」第4条第2項では、本委員会の委員長は委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦はございますでしょうか。

## 嶋岡委員

はい。今回の選定委員会のメンバーを見ますと、実際に市民ギャラリーと茶華道センターを利用されている団体から3名の委員が選ばれております。その中で、船橋市美術連盟の会員が多いと伺っておりますので、石井委員を推薦したいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

## 司会（文化課長補佐）

ただいま、石井委員を委員長にと、ご推薦がありました。皆様よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、石井委員が委員長として承認されました。石井委員長、一言ご挨拶をお願いします。

## 委員長

それでは、座ったままで失礼いたします。嶋岡委員から推薦をいただきました石井でございます。不慣れではございますけれども、精一杯頑張りたいと思います。

所掌事務につきましては、事務局の方から縷々ご説明がありましたので、この業務をしっかりとこなすために、この委員会を進行してまいりたいと思いますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。



## 司会（文化課長補佐）

ありがとうございました。なお、船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センター指定管理者選定委員会設置要綱第5条第1項の規定により、会議の議長は委員長が務めることとなっております。

この後の進行につきましては、石井委員長にお願いいたします。

## 委員長

今、事務局の方からご説明がありましたけれども、要綱の第4条第4項で「委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。」という条文がございますので、恐縮ですけれども、私から職務代理を指定させていただきたいと思えます。

職務代理につきましては、茶華道センターをよく利用されている、日本舞踊連盟に所属されていらっしゃる水木委員を職務代理として指定したいと思えますが、よろしいでしょうか。

## 水木委員

はい。

## 委員長

ありがとうございました。それでは、職務代理に水木委員を指定いたします。

それでは早速ですけれども、議題に移りたいと思えます。続いての議題は2「選定方法・評価基準について」ですが、ここからの審議につきましては、船橋市情報公開条例第26条2号に該当する情報が含まれていますが、本日は傍聴人がいませんので、このまま会議を進めさせていただくことといたします。

それでは議題2「選定方法・評価基準について」、事務局説明願います。

不開示情報が含まれる事項について審議を行う部分であるため、船橋市附属機関等の

会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定に基づき、記載を省略します。

## 委員長

これで本日議題とすべきものはすべて終了いたしました。選定委員会はここで終了したいと思います。

## 司会（文化課長補佐）

委員の皆様、長い時間ありがとうございました。

次回の第2回選定委員会の日程については、10月6日の金曜日、午前10時から、場所は7階の教育委員室を予定しております。議題ですとか当日の内容につきましては、後日改めて、事務局からご連絡させていただきます。

なお、本日説明させていただきました資料の内容等につきまして、ご不明な点等ございましたらば、事務局に個別にご連絡いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

## 委員長

改めて確認させていただきます。次回は10月6日の金曜日、午前10時から、7階の教育委員室でよろしいでしょうか。

## 司会（文化課長補佐）

はい。そのとおりです。

では、次回もよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

## 9 資料・特記事項

### （1）傍聴者用資料

席次表

選定委員会名簿

会議次第

会議資料

#### 1. 選定の概要

### （2）特記事項

なし

10 問い合わせ先

船橋市教育委員生涯学習部 文化課（電話：047-436-2894）